

改正	昭和50年3月14日条例第10号	昭和50年10月1日条例第47号
	昭和51年10月1日条例第48号	昭和52年4月1日条例第9号
	昭和52年10月1日条例第26号	昭和53年3月20日条例第18号
	昭和53年10月2日条例第40号	昭和54年3月23日条例第7号
	昭和56年3月19日条例第24号	昭和57年3月16日条例第24号
	昭和58年3月29日条例第8号	昭和59年3月13日条例第12号
	昭和60年9月27日条例第34号	昭和61年9月27日条例第53号
	昭和62年9月26日条例第36号	昭和63年9月29日条例第33号
	平成元年9月27日条例第47号	平成2年9月27日条例第39号
	平成2年11月30日条例第53号	平成3年3月13日条例第8号
	平成4年3月12日条例第32号	平成5年3月12日条例第17号
	平成6年3月14日条例第14号	平成7年3月10日条例第13号
	平成10年3月12日条例第22号	平成11年3月11日条例第12号
	平成12年6月26日条例第75号	平成15年3月13日条例第20号
	平成16年3月12日条例第17号	平成22年3月9日条例第13号
	平成24年6月26日条例第32号	平成26年9月30日条例第34号
	平成27年3月9日条例第12号	平成27年10月2日条例第38号

東京都世田谷区心身障害者福祉手当条例（昭和49年4月東京都世田谷区条例第30号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、心身に障害又は疾病のある者（以下「障害者」という。）に対し、世田谷区心身障害者福祉手当（以下「手当」という。）を支給することにより、これらの者の福祉の増進を図ることを目的とする。

一部改正〔昭和59年条例12号〕

（支給要件）

第2条 手当は、世田谷区の区域内に住所を有する者であって、別表に定める程度の障害又は疾病を有するものに支給する。

ただし、当該障害又は疾病を有することとなった年齢が65歳以上の者及び当該障害又は疾病を有することとなった年齢が65歳未満の者で65歳に達する日の前日までに第4条に規定する認定の申請を行わなかったもの（規則で定める事由により当該申請を行わなかった者を除く。）には、支給しない。

2 前項の規定にかかわらず、障害又は疾病の程度が別表の3の項に該当する者が、疾病を治療するため、一定期間世田谷区の区域外に住所を移して治療中であり、治療後世田谷区の区域内に帰住することが確実である場合には、世田谷区の区域内に住所を有する者とみなす。

3 第1項本文の規定にかかわらず、第1項に規定する障害又は疾病を有するものが次の各号のいずれかに該当するときは、手当を支給しない。

(1) その者（その者が20歳未満であるときは、その者の保護者（障害者を扶養（監護し、かつ、その生計を主として維持することをいう。以下同じ。）する父若しくは母又は父母に扶養されない障害者を扶養する者をいう。以下同じ。））の前年の所得（1月から7月までの月分の手当については、前々年の所得とする。）が所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象配偶者及び扶養親族の有無及び数に応じて規則で定める額を超えるとき。

(2) 障害者支援施設、老人福祉施設等規則で定める施設に入所しているとき。

(3) 障害又は疾病の程度が別表の3の項に該当する者（同表の1の項又は2の項に重複して該当する者を除く。）であって、その者の保護者が、その者に係る世田谷区児童育成手当条例（昭和

46年9月世田谷区条例第34号)第5条第1項に規定する障害手当の支給を受けているとき。

4 前項第1号に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、規則で定める。

全部改正〔昭和59年条例12号〕、一部改正〔昭和59年条例12号・62年36号・平成2年53号・11年12号・12年75号・15年20号・16年17号・24年32号〕

(手当の額)

第3条 手当は月を単位として支給するものとし、その額は、障害又は疾病の程度に応じて、次に定めるとおりとする。

(1) 障害又は疾病の程度が別表の1の項に該当する者(同表の2の項又は3の項に重複して該当する者を除く。)及び同表の1の項及び2の項に重複して該当する者については、16,500円

(2) 障害又は疾病の程度が別表の2の項に該当する者(同表の1の項又は3の項に重複して該当する者を除く。)については、7,500円

(3) 障害又は疾病の程度が別表の3の項に該当する者(同表の1の項又は2の項に重複して該当する者を除く。)については、15,000円

(4) 障害又は疾病の程度が別表の1の項及び3の項に重複して該当する者、同表の2の項及び3の項に重複して該当する者及び同表の1の項、2の項及び3の項に重複して該当する者については、16,500円。ただし、前条第2項に該当する者については、15,000円

2 前項の規定にかかわらず、同項第1号に該当する者が次の各号のいずれかに該当するとき、及び同項第2号又は第4号に該当する者が第2号に該当するときは、手当の額は、1,500円とする。

(1) 20歳未満であるとき。

(2) その者の保護者が、その者に係る世田谷区児童育成手当条例第5条第1項に規定する障害手当の支給を受けているとき。

全部改正〔昭和59年条例12号〕、一部改正〔昭和59年条例12号・60年34号・61年53号・62年36号・63年33号・平成元年47号・2年39号・3年8号・4年32号・5年17号・6年14号・7年13号・10年22号・12年75号・16年17号・22年13号〕

(受給資格の認定)

第4条 手当の支給を受けようとする者は、区長に申請し、受給資格並びに手当の種類及び額についての認定(以下「認定」という。)を受けなければならない。

一部改正〔昭和53年条例40号・59年12号〕

(支給期間)

第5条 手当は、認定の申請をした日の属する月から、手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月まで支給する。ただし、次条の適用を受けることができる者については、この限りでない。

一部改正〔昭和59年条例12号〕

(支給期間の特例)

第6条 東京都の区域内の他の特別区又は市町村において、この条例による手当と同種の手当が支給されていた場合において、当該手当の支給された最後の月の翌月から起算して3月以内に認定の申請があったときは、当該同種の手当が支給された最後の月の翌月から手当を支給する。

2 災害その他やむを得ない事由により認定の申請をすることができなかつた場合において、当該理由がやんだ後15日以内にその申請をしたときは、当該事由により認定の申請ができなくなった日の属する月から手当を支給する。

3 他の地方公共団体において、この条例と同種の手当を受けた者については、その受けた月分の手当は支給しない。

一部改正〔昭和53年条例40号・59年12号〕

(支払時期)

第7条 手当は、毎年4月、8月及び12月の3期にそれぞれの前月までの分を支払う。ただし、区長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

一部改正〔昭和53年条例40号・59年12号〕

(受給資格の消滅)

第8条 受給資格は、認定を受けた者(以下「受給者」という。)が次の各号の一に該当するときは、消滅する。

(1) 死亡したとき。

(2) 第2条に規定する要件を備えなくなったとき。

(3) 手当の支給を辞退したとき。

一部改正〔昭和59年条例12号〕

(手当の返還)

第9条 区長は、偽りその他不正の手段により手当を受けた者がいるときは、当該手当をその者から返還させることができる。

全部改正〔昭和59年条例12号〕、一部改正〔昭和59年条例12号〕

(届出)

第10条 受給者は、次の各号の一に該当するときは、規則で定めるところにより、速やかに当該事項に関して区長に届け出なければならない。

(1) 住所を変更したとき。

(2) 第8条第2号又は第3号に該当するとき。

(3) 前2号のほか、規則で定める事項に該当するとき。

2 受給者は、規則で定めるところにより、毎年受給資格に関する届出書を区長に提出しなければならない。ただし、区長がその届出を要しないと認めたときは、この限りでない。

3 区長は、前項の届出書を提出しない受給者については、手当の支給を一時停止することができる。

全部改正〔昭和59年条例12号〕、一部改正〔昭和59年条例12号〕

(状況調査)

第11条 区長は、必要があると認めたときは、受給者若しくは同居の親族又は次条の規定により代行する者に対し報告を求め、生活状況等について調査を行うことができる。

一部改正〔昭和53年条例40号・59年12号〕

(申請等の代行)

第12条 第4条に規定する申請、第10条第1項に規定する届出及び同条第2項に規定する届出書の提出については、当該障害者に代わって、その者の保護者が行うことができる。手当の受給についても、同様とする。

全部改正〔昭和59年条例12号〕、一部改正〔昭和59年条例12号〕

(委任)

第13条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

一部改正〔昭和59年条例12号〕

付 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 改正後の東京都世田谷区心身障害者福祉手当条例(以下「新条例」という。)の規定は、昭和49年10月以降の月分の手当について適用し、同年9月以前の月分の手当については、なお従前の例による。

3 改正前の東京都世田谷区心身障害者福祉手当条例(以下「旧条例」という。)第5条の規定に基づき受給資格の認定を受けた者(前項の規定により、この条例の施行日以後において、旧条例に基づく受給資格の認定を受けることとなった者を含む。)であって、新条例の規定による手当の支給を受けることができるものは、新条例の規定による認定を受けたものとみなす。

4 新条例第2条に規定する第1種手当については昭和50年3月31日までに、第2種手当については昭和50年2月28日までに、認定の申請をした者については、昭和49年10月1日に新条例第3条の規定に該当していたものにあつては同日に、同日以後に同条の規定に該当するに至ったものにあつてはその該当するに至った日に申請があつたものとみなす。

5 平成21年12月1日から同月31日までの間に別表3の項第1号の規則で定める疾病のうち、家族性高コレステロール血症(ホモ接合体)、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、肥大型心筋症、拘束型心筋症、ミトコンドリア病、リンパ脈管筋腫症(LAM)、重症多形滲出性紅斑(急性期)、黄色靱帯骨化症又は間脳下垂体機能障害(PRL分泌異常症、ゴナドトロピン分泌異常症、ADH分泌異常症、下垂体性TSH分泌異常症、クッシング病、先端巨大症及び下垂体機能低下症)を有する者が第4条の規定による認定の申請をし、同条の規定により区長が認定した場合における第5条の規定の適用については、同条中「認定の申請をした日」とあるのは、「東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則の一部を改正する規則(平成21年東京

都規則第145号)附則第3項及び第4項の規定により読み替えて適用される東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則(平成12年東京都規則第94号。以下「都規則」という。)第8条第1項の表に規定する助成開始日」とする。

追加〔平成22年条例13号〕

- 6 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号。以下「難病法」という。)第6条第1項の申請をした者が世田谷区心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例(平成27年3月世田谷区条例第12号)の施行の日から当該施行の日から6月を経過する日の属する月の初日の前日までの間に第4条の規定による認定の申請をした場合における第5条の規定の適用については、同条中「認定の申請をした日」とあるのは、「難病の患者に対する医療等に関する法律第6条第1項の申請をした日(世田谷区心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例(平成27年3月世田谷区条例第12号)の適用の日以後に世田谷区の区域内に住所を有することとなった者にあつては、当該申請をした日と当該住所を有することとなった日のいずれか遅い日)」とする。

追加〔平成27年条例12号〕

- 7 難病法第6条第1項の申請をした者(難病法第5条第1項に規定する指定難病(難病の患者に対する医療等に関する法律第5条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する指定難病及び同法第7条第1項第1号の規定に基づき厚生労働大臣が定める病状の程度の一部を改正する告示(平成27年厚生労働省告示第266号)により定められた指定難病(次項において「追加指定難病」という。)に限る。)の患者に限る。)が世田谷区心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例(平成27年10月世田谷区条例第38号。次項において「改正条例」という。)の施行の日から当該施行の日から6月を経過する日の属する月の初日の前日までの間に第4条の規定による認定の申請をした場合における第5条の規定の適用については、同条中「認定の申請をした日」とあるのは、「難病の患者に対する医療等に関する法律第6条第1項の申請をした日(世田谷区心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例(平成27年10月世田谷区条例第38号)の適用の日以後に世田谷区の区域内に住所を有することとなった者にあつては、当該申請をした日と当該住所を有することとなった日のいずれか遅い日)」とする。

追加〔平成27年条例38号〕

- 8 改正条例の適用の日の前日において障害又は疾病の程度が別表3の項第2号に該当する受給者であつて、当該適用の日以後に追加指定難病の患者に該当し、かつ、同項第1号に該当しないものに係る手当の支給については、当該適用の日から同日から9月を経過する日の属する月の初日の前日までの間にあつては、同項第2号に該当する者とみなして、この条例の規定を適用する。

追加〔平成27年条例38号〕

付 則(昭和50年3月14日条例第10号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の東京都世田谷区心身障害者福祉手当条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、昭和50年4月以降の月分の手当から適用し、昭和50年3月以前の月分の手当については、なお従前の例による。
- 3 昭和51年3月31日までに、第1種手当について認定の申請をした者については、昭和50年4月1日に、改正後の条例第3条第1項に該当する者のうち、精神発育の遅滞の程度が軽度であると区長が認めたものまたは身体障害の程度が身体障害者福祉法施行規則の別表第5号に掲げる身体障害者障害程度等級表の3級に該当するもの(以下「軽度または3級の該当者」という。)にあつては同日に、同日以後軽度または3級の該当者となったものにあつてはその該当するに至った日に、申請があつたものとみなす。

付 則(昭和50年10月1日条例第47号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の東京都世田谷区心身障害者福祉手当条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、昭和50年10月以降の月分の手当から適用し、同年9月以前の月分の手当については、なお従前の例による。
- 3 昭和51年3月31日までに、改正後の条例第2条第3号の手当について認定の申請をした者については、昭和50年10月1日に改正後の条例第3条第3項の規定に該当していた者にあつては同日に、同日以後に同条の規定に該当するに至った者にあつてはその該当するに至った日に申請があつたも

のとみなす。

付 則（昭和51年10月1日条例第48号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の東京都世田谷区心身障害者福祉手当条例の規定は、昭和51年10月以降の月分の手当について適用し、同年9月以前の月分の手当については、なお従前の例による。

付 則（昭和52年4月1日条例第9号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の東京都世田谷区心身障害者福祉手当条例の規定は、昭和52年4月以降の月分の手当について適用し、同年3月以前の月分の手当については、なお従前の例による。

付 則（昭和52年10月1日条例第26号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の東京都世田谷区心身障害者福祉手当条例の規定は、昭和52年10月以降の月分の手当について適用し、同年9月以前の月分の手当については、なお従前の例による。

付 則（昭和53年3月20日条例第18号）

- 1 この条例は、昭和53年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の東京都世田谷区心身障害者福祉手当条例の規定は、昭和53年4月以降の月分の手当について適用し、同月前の月分の手当については、なお従前の例による。

付 則（昭和53年10月2日条例第40号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の東京都世田谷区心身障害者福祉手当条例の規定は、昭和53年10月以降の月分の手当について適用し、同月前の月分の手当については、なお従前の例による。

付 則（昭和54年3月23日条例第7号）

- 1 この条例は、昭和54年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の東京都世田谷区心身障害者福祉手当条例の規定は、昭和54年4月以後の月分の手当について適用し、同月前の月分の手当については、なお従前の例による。

付 則（昭和56年3月19日条例第24号）

- 1 この条例は、昭和56年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の東京都世田谷区心身障害者福祉手当条例の規定は、昭和56年4月以後の月分の心身障害者福祉手当の支給について適用し、同月前の月分の手当については、なお従前の例による。

付 則（昭和57年3月16日条例第24号）

- 1 この条例は、昭和57年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の東京都世田谷区心身障害者福祉手当条例の規定は、昭和57年4月以後の月分の心身障害者福祉手当の支給について適用し、同月前の月分の手当については、なお従前の例による。

付 則（昭和58年3月29日条例第8号）

- 1 この条例は、昭和58年4月1日から施行する。
- 2 改正後の東京都世田谷区心身障害者福祉手当条例の規定は、昭和58年4月以後の月分の心身障害者福祉手当の支給について適用し、同月前の月分の手当については、なお従前の例による。

付 則（昭和59年3月13日条例第12号）

- 1 この条例は、昭和59年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、昭和59年10月1日から施行する。
- 2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。以下同じ。）による改正後の東京都世田谷区心身障害者福祉手当条例（以下「新条例」という。）の規定は、昭和59年4月以後の月分の手当について適用し、同月前の月分の手当については、なお従前の例による。
- 3 第1項ただし書に規定する改正規定による改正後の東京都世田谷区心身障害者福祉手当条例の規定は、昭和59年10月以後の月分の手当について適用し、同月前の月分の手当については、なお従前の例による。
- 4 この条例による改正前の東京都世田谷区心身障害者福祉手当条例第5条の規定に基づき受給資格の認定を受けた者であって、新条例の規定による手当の支給を受けることができるものは、新条例

の規定による認定を受けたものとみなす。

付 則（昭和60年9月27日条例第34号）

- 1 この条例は、昭和60年10月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の東京都世田谷区心身障害者福祉手当条例の規定は、昭和60年10月以後の月分の心身障害者福祉手当の支給について適用し、同月前の月分の手当については、なお従前の例による。

付 則（昭和61年9月27日条例第53号）

- 1 この条例は、昭和61年10月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の東京都世田谷区心身障害者福祉手当条例の規定は、昭和61年10月以後の月分の心身障害者福祉手当の支給について適用し、同月前の月分の手当の支給については、なお従前の例による。

付 則（昭和62年9月26日条例第36号）

- 1 この条例は、昭和62年10月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の東京都世田谷区心身障害者福祉手当条例の規定は、昭和62年10月以後の月分の心身障害者福祉手当の支給について適用し、同月前の月分の手当の支給については、なお従前の例による。

付 則（昭和63年9月29日条例第33号）

- 1 この条例は、昭和63年10月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の東京都世田谷区心身障害者福祉手当条例の規定は、昭和63年10月以後の月分の心身障害者福祉手当の支給について適用し、同月前の月分の心身障害者福祉手当の支給については、なお従前の例による。

付 則（平成元年9月27日条例第47号）

- 1 この条例は、平成元年10月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の東京都世田谷区心身障害者福祉手当条例の規定は、平成元年10月以後の月分の心身障害者福祉手当の支給について適用し、同月前の月分の心身障害者福祉手当の支給については、なお従前の例による。

付 則（平成2年9月27日条例第39号）

- 1 この条例は、平成2年10月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の世田谷区心身障害者福祉手当条例の規定は、平成2年10月以後の月分の心身障害者福祉手当の支給について適用し、同月前の月分の心身障害者福祉手当の支給については、なお従前の例による。

付 則（平成2年11月30日条例第53号抄）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。（後略）

付 則（平成3年3月13日条例第8号）

- 1 この条例は、平成3年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の世田谷区心身障害者福祉手当条例の規定は、平成3年4月以後の月分の心身障害者福祉手当の支給について適用し、同月前の月分の心身障害者福祉手当の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成4年3月12日条例第32号）

- 1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の世田谷区心身障害者福祉手当条例の規定は、平成4年4月以後の月分の心身障害者福祉手当の支給について適用し、同月前の月分の心身障害者福祉手当の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成5年3月12日条例第17号）

- 1 この条例は、平成5年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の世田谷区心身障害者福祉手当条例の規定は、平成5年4月以後の月分の心身障害者福祉手当の支給について適用し、同月前の月分の心身障害者福祉手当の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成6年3月14日条例第14号）

- 1 この条例は、平成6年4月1日から施行する。

- 2 この条例による改正後の世田谷区心身障害者福祉手当条例の規定は、平成6年4月以後の月分の心身障害者福祉手当の支給について適用し、同月前の月分の心身障害者福祉手当の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成7年3月10日条例第13号）

- 1 この条例は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の世田谷区心身障害者福祉手当条例の規定は、平成7年4月以後の月分の心身障害者福祉手当の支給について適用し、同月前の月分の心身障害者福祉手当の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成10年3月12日条例第22号）

- 1 この条例は、平成10年8月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の世田谷区心身障害者福祉手当条例の規定は、平成10年8月以後の月分の心身障害者福祉手当の支給について適用し、同月前の月分の心身障害者福祉手当の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成11年3月11日条例第12号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年6月26日条例第75号）

- 1 この条例は、平成12年8月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この条例による改正前の世田谷区心身障害者福祉手当条例（以下「旧条例」という。）の規定により施行日の前日の属する月の分（以下「前月分」という。）の世田谷区心身障害者福祉手当（以下「区手当」という。）又は東京都の区域内の他の特別区若しくは市町村（以下「他区市町村」という。）において、旧条例による区手当と同種の手当で前月分の手当の支給を受けた者については、この条例による改正後の世田谷区心身障害者福祉手当条例（以下「新条例」という。）第2条第1項ただし書の規定にかかわらず、区手当を支給する。
- 3 他区市町村に住所を有していた者のうち引き続き世田谷区の区域内に住所を有することとなったもので他区市町村において現に旧条例による区手当と同種の手当の支給を受けていたものについては、新条例第2条第1項ただし書の規定にかかわらず、区手当を支給する。

附 則（平成15年3月13日条例第20号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月12日条例第17号）

改正 平成22年3月9日条例第13号

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。ただし、第2条及び第3条第2項の改正規定及び次項は、同年8月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第2条及び第3条第2項の規定は、平成16年8月以後の月分の心身障害者福祉手当（以下「手当」という。）の支給について適用し、同月前の月分の手当の支給については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行前に障害又は疾病の程度がこの条例による改正前の世田谷区心身障害者福祉手当条例（以下「旧条例」という。）別表の3の項に該当する者（同表の1の項又は2の項に重複して該当する者を除く。）であって、手当の受給資格並びに手当の種類及び額についての認定を受けたもの（この条例による改正後の別表の3の項に定める程度の障害又は疾病を有し、手当の受給資格並びに手当の種類及び額についての認定を受けることができる者を除く。）については、当分の間、旧条例は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。ただし、その者がこの条例による改正後の第2条に規定する支給要件に該当しなくなった場合及びこの条例の施行の際、当該年度分の住民税が課税されている者である場合（その者が20歳未満であるときは、その者の保護者が課税されている者である場合）は、この限りでない。

全部改正〔平成22年条例13号〕

- 4 前項本文の場合における旧条例第3条第1項第3号の規定の適用については、同号中「15,000円」とあるのは、次の表の左欄に掲げる期間に応じそれぞれ同表右欄に掲げる字句とする。

平成22年10月1日から平成23年9月30日まで	10,000円
--------------------------	---------

平成23年10月1日から平成24年9月30日まで	5,000円
平成24年10月1日以後	0円

全部改正〔平成22年条例13号〕

附 則（平成22年3月9日条例第13号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、同年10月1日から施行する。

附 則（平成24年6月26日条例第32号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行前に児童福祉法施行細則（昭和41年東京都規則第169号）第7条の3に規定する医療券の交付を受けている者に対して支給した世田谷区心身障害者福祉手当は、この条例による改正後の心身障害者福祉手当条例の規定に基づいて支給したものとみなす。

附 則（平成26年9月30日条例第34号）

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成27年3月9日条例第12号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の世田谷区心身障害者福祉手当条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成27年1月1日（以下「適用日」という。）から適用する。
- 2 新条例の規定は、平成27年1月以後の月分の世田谷区心身障害者福祉手当（以下「手当」という。）の支給について適用し、同月前の月分の手当の支給については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、新条例の規定は、適用日前において障害又は疾病の程度がこの条例による改正前の世田谷区心身障害者福祉手当条例（以下この項において「旧条例」という。）別表の3の項第2号に該当する者であって、手当の受給資格並びに手当の種類及び額についての認定を受けたものが適用日から継続して旧条例別表の3の項第2号に該当する場合においては、平成27年9月以後の月分の手当の支給について適用し、同月前の月分の手当の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成27年10月2日条例第38号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の世田谷区心身障害者福祉手当条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成27年7月1日から適用する。
- 2 新条例の規定は、平成27年7月以後の月分の世田谷区心身障害者福祉手当（以下「手当」という。）の支給について適用し、同年7月前の月分の手当の支給については、なお従前の例による。

別表（第2条、第3条関係）

区分	障害又は疾病の種別	障害又は疾病の程度
1	身体障害	身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に掲げる身体障害者程度等級表の1級又は2級に該当する者
	知的障害	精神発達の遅滞の程度が、中度以上であると区長が認めた者
	脳性麻痺等	脳性麻痺又は進行性筋萎縮症を有する者
2	身体障害	身体障害者福祉法施行規則別表第5号に掲げる身体障害者程度等級表の3級に該当する者
	知的障害	精神発達の遅滞の程度が、軽度であると区長が認めた者
3	特殊疾病	次の各号のいずれかに該当する者 (1) 規則で定める疾病を有し、難病法第7条第4項に規定する医療受給者証、都規則第6条第1項の医療券（東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則の一部を改正する規則（平成26年12月東京都規則第200号）附則第3項の規定によりなお従前の例によることとされた医療費助成に係る医療券を含む。）又は児童福祉法施行細則（昭和41年東京都規則第169号）第6条第2項の小児慢性特定疾病医療受給者証の交付を受けている者

(2) 規則で定める疾病を有し、生活保護法（昭和25年法律第144号）第2条に規定する保護を受けている者（難病法第5条第1項に規定する指定難病の患者を除く。）又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）附則第2条第1項又は第2項の規定によりなお従前の例によることとされた支援給付を含む。）を受けている者（難病法第5条第1項に規定する指定難病の患者を除く。）で、その病状等が次のいずれかに該当するもの

- ア 継続的な治療を必要とすること。
- イ 病勢が不安定であること。

追加〔昭和59年条例12号〕、一部改正〔平成10年条例22号・11年12号・16年17号・22年13号・24年32号・26年34号・27年12号〕